

平成15年7月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡松島町大字合津字三十田 2624、2627、2628 の1から2628 の3まで、2630、2631、2632・2633・又2633・2634 の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字長迫 2674 の1、2675 から 2679 まで、字牛久保 2908 の2、2908 の3、2909 から 2911 まで、2913 の1、2913 の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年7月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡有明町大字楠甫字平内 737、751 から 755 まで、757 の1、785 の2 から 785 の4 まで
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに有明町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第708号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年7月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字椿字北上前田 498 の2、514、516 の1
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第709号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年7月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県上益城郡御船町大字七滝字南川嶋 5212 の1
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。